

令和7年度
志摩市耐震シェルター設置支援事業の流れ

1. 支援制度の活用を検討

支援を受けようとしている住宅や設置しようとしている耐震シェルターが支援の対象かをあらかじめ確認しましょう。また、市が実施する木造住宅耐震化支援事業も一緒に検討しましょう。

(1) 支援制度の対象となる住宅

対象となる住宅（以下「対象住宅」という）は以下のすべての項目に該当する住宅を指します。

- ①市内にある昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工している木造住宅（戸建て住宅、アパート又は長屋に限る。）で、階数が 3 階以下のもの
- ②過去に本補助金の交付を受けていない住宅
- ③志摩市木造住宅耐震補強等事業費補助金交付要綱による補助金の交付を受けていない住宅
- ④耐震シェルターの工事着工前であるもの（工事契約を締結していないもの）
- ⑤令和 8 年 3 月 31 日までに実績報告書の提出が完了できるもの

(2) 支援制度の対象となる人

市内に住所を有し、対象住宅に居住する人を指します。

ただし以下の項目いずれかに該当する場合は補助の対象としません。

- ①本人及び同一世帯に属する者が市税を滞納している場合
- ②本人及び同一世帯に属する者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員である場合

(3) 補助対象経費と補助金の内容

■補助対象経費

対象住宅に設置する耐震シェルターの本体購入費、設置費及び工事費が対象です。

■補助の対象とする耐震シェルター

別紙「志摩市耐震シェルター設置支援事業の補助対象となる耐震シェルター 一覧」に掲載されているもの。

※なお「志摩市耐震シェルター設置支援事業の補助対象となる耐震シェルター 一覧」に掲載されている以外のものでも、以下の条件に合致するものは、補助対象となる場合があります。

- ①他の自治体において一定の評価のもと認定しているもの
- ②公的な機関における試験により、現在補助対象としている耐震シェルターと同等以上の性能を有するもの（ただし、製品化されたもの）条件に合致していることを証明できる書類を揃え、事前に防災危機管理課へ相談してください。

■補助金の内容

補助対象経費の 3 分の 2（補助限度額は 100 万円）

(4) 検討時の注意

志摩市では耐震シェルター設置支援制度の他にも木造住宅耐震化支援事業を実施しています。本事業との併用はできませんので、検討の際には必ず合わせてご確認ください。

2. 申請に係る書類の収集、補助金交付申請書作成・提出

検討の結果、耐震シェルター設置支援制度の活用を決めたら、申請に必要な書類を揃えましょう。必要書類が揃ったら補助金交付申請書を作成し、市役所窓口へ提出しましょう。

(1) 設置する耐震シェルターの決定

本事業では、設置支援の対象となる耐震シェルターが、あらかじめ決められています。

また、施工場所や規模・設置する住宅の状況によって設置費用も変わってきます。

「志摩市耐震シェルター設置支援事業の補助対象となる耐震シェルター 一覧」をご確認のうえ、対象となるシェルターの中から、目的とお住まいに合ったものを決めましょう。

(2) 申請書類の収集

申請時には「補助の対象となる住宅」に住んでいる「補助の対象となる人」かを証明する必要がありますので必要な書類を収集しましょう。

また「設置するシェルター」や「設置費用」、「設置場所」がわかる資料が必要になります。工務店や取扱業者に相談し、必要な書類を作成してもらいましょう。

○申請に必要な書類

①対象者要件が確認できる書類（世帯全員の住民票の写し 等）

②見積書

③設置するシェルターの仕様書（カタログ）

④設置場所及び設置方法がわかる図面

⑤（申請者と住宅の所有者が異なる場合）所有者の同意書

なお、補助金は申請から決定まで最大4週間かかり、実績報告を3月31日までにご提出いただく必要があります。期間内に設置が完了するのかこの時点で相談している工務店等に確認しておきましょう。

※注意！！

この時点では補助対象になるかどうかわかりません。また、この時点で工事契約を締結しているものは補助対象にはなりません。相談時には発注条件を耐震シェルターの設置について相談している工務店等にしっかり伝え、トラブルにならないようにしておきましょう。

(3) 補助金交付申請書作成・提出

「(2) 申請書類の収集」にある書類の収集ができれば、「志摩市耐震シェルター設置事業補助金交付申請書(様式第1号)」を作成し、収集した書類と一緒に提出しましょう。

提出先：市役所本庁 5階 防災危機管理課 窓口

なお、申請は先着順となります。申請前や書類の収集前に防災危機管理課まで申請状況をご確認ください。

また、書類の審査には2週間から4週間ほど時間がかかります。工事請負契約は補助金の交付決定通知が届いてから締結してください。

3. 志摩市耐震シェルター設置事業補助金交付決定通知書

補助金の申請書類審査の結果が2～4週間程度で市役所から送付されます。

「志摩市耐震シェルター設置事業補助金交付決定通知書」が届いたら、設置工事に向けて施工業者と契約を締結してください。この際、見積業者と契約業者が異なると補助の対象とならない場合があります。もし業者を変更する場合は、契約締結前に防災危機管理課まで必ずお問い合わせください。

4. 工事の実施

工事契約を締結したら、いよいよ設置工事となります。

施工業者には、「仕様書に則った工事の実施の指示」と、「①工事前」、「②工事中」、「③完成」の様子がわかる写真を撮り、事業実施報告に添付できるよう提出を求めてください。

なお、工事中に仕様書と内容と大きく工事内容が変わることがある場合は、防災危機管理課まで必ずお問い合わせください。

5. 工事の完了、実績報告書作成・提出

工事が完了したら「志摩市耐震シェルター設置補助事業完了実績報告書(様式第6号)」に必要な書類を添えて提出してください。

なお、報告書は「工事完了日から30日以内」又は「当該年度の末日(3月31日)」のいずれか早い日まで提出する必要があります。期日を過ぎると補助金交付決定を取り消す場合がありますのでご注意ください。

○実績報告時に提出が必要となる書類

- ①志摩市耐震シェルター設置補助事業完了実績報告書(様式第6号)
- ②契約書、請書又は注文書の写し
- ③領収書の写し
- ④耐震シェルターの設置前、施工中及び設置後の写真

○提出先

市役所本庁 5階 防災危機管理課 窓口

○提出時の注意

- ・提出時には書類の確認を行います。事前に担当者に書類持ち込み日時をお伝えください。
- ・書類確認の際に、軽微な修正を行う場合があります。必ず印鑑をお持ちください。
- ・提出時に「志摩市耐震シェルター設置事業補助金支払請求書(様式第8号)」の作成を行いますので、申請者名義の口座情報の準備・確認をお願いします。

6. 志摩市耐震シェルター設置事業補助金交付確定通知書の受領、補助金の請求、補助金の受領

実績報告書の検査の結果が2～4週間程度で市役所から「志摩市耐震シェルター設置事業補助金交付確定通知書」送付されます。

書類が届いたら、「志摩市耐震シェルター設置事業補助金支払請求書」を速やかに防災危機管理課に提出してください。請求書受理後、30日以内に指定された口座に補助金が振り込まれます。